

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

オールインワン・パソコンの取得価額

Q：当社は、パソコンブームを期に25万円でオールインワン・パソコンを購入しました。少額減価償却資産の判定の際に、ソフトの価格を控除してもよいでしょうか。

A：オールインワン・パソコンの場合、コンピュータ機器本体とソフトが不可分一体のものとして販売されているため、ソフトの価格も含めたところで、少額減価償却資産の判定を行うことになると思われます。

【解説】

初心者向けにワープロや表計算ソフトが組み込まれたオールインワン・パソコンが、低価格で売られているのをよく見かけます。

本来、コンピュータ機器本体（ハード）は減価償却資産に該当し、ソフトについては繰延資産に該当することになります。

しかし、購入時からソフトが組み込まれているオールインワン・パソコンについて、ソフトだけを取り出して区分することは困難です。そこで、オールインワン・パソコンについては、ソフトの価格もパソコンの取得価額に含めて少額減価償却資産の判定を行うことになると思われます。

なお、オールインワン・パソコンに組み込まれているものと同様のソフトが単独で販売されており、その価格が明確であったとしても、パソコンの価格からソフトの価格を抜き出すことはできないと思われます。

